

平成 30 年 7 月 17 日

個人情報保護法第 24 条に基づく EU の指定に関する報告の概要について

日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に関して、個人情報保護委員会が個人情報保護法第 24 条に基づいて行う EU の指定を行うにあたっては、本年 6 月 15 日の委員会において、当委員会事務局が、個人情報保護委員会規則第 11 条第 1 項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づく確認の状況について事務局から報告を行う旨報告したところである。

- ① 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること（規則第 11 条第 1 項第 1 号）

EU 各国においては日本における個人情報保護に関する法体系に相当する制度の下、個人情報取扱事業者に関する規定に相当する規定が存在し、EU 各国に適用されている。また、EU 各国において、個人情報保護に関する法令の履行が概ね確保されている。

- ② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること（規則第 11 条第 1 項第 2 号）

EU 各国においては、個人情報保護委員会に相当する執行当局が存在し、その独立性が確保されており、必要かつ適切な監督を行うための体制が概ね確保されている。

- ③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 3 号）

我が国と欧州委員会及び EU 各国との間で、相互理解、連携及び協力が可能な環境がある。

- ④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 4 号）

個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することがなく、また、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図るための措置を講じることが可能であることが確認されている。

- ⑤ ①～④に定めるもののほか、当該外国を法第 24 条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 5 号）

EU を指定することが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することは、日欧の経済関係、日欧経済界の要望等を通じて明らかである。

（以 上）